

裏面も併せてよくお読み下さい。(両面コピー)

FAX番号：03-6550-9941

メール：order@belleme-land.jp

# ベルミーランド 商品注文書

株式会社グッドスタイルカンパニー 御中

私(甲)は ベルミーランド 店(丙) において、商品の内容について説明を受け理解し、  
また、裏面の注文条項を承諾のうえ、下記の通り注文いたします(丙代筆の場合は、甲からの申込証添付必須)。

ご注文日：20 年 月 日			
ご注文者(甲)	お名前 (フリガナ) .....	会員番号(ご存じの場合) BL-	お届け先 自宅
	ご住所 〒 -		

ご注文内容	商品コード	商品名	単価	数量	小計(税抜)	消費税 1	%	小計(税込み)
			送料(税抜き総額8,000円以上は無料 2)	1,000			100	###
合計金額								

料 金 支 払 方 法	お支払い方法	支払・決済済日	金額
	銀行振込(振込先は下記 3)	20 年 月 日	¥
	クレジットカード	20 年 月 日	¥
	会社名 支払回数 回		
	現金	20 年 月 日	¥
その他	20 年 月 日	¥	

注意事項	
1 消費税の計算は、小計の欄に%を掛けて計算し、円未満を四捨五入してください。	
2 送料1,000円は、ご注文合計が税抜き8,000円以上の場合は、無料となります。	
(ただし、スフリアル水およびスフリアルエンザイム玄米の場合は、注文金額に関わらず送料1,000円が発生します)。	
3 銀行振込先は次のとおりです(振込手数料はお客様がご負担ください)。	
みずほ銀行 東京中央支店(110) 普通 3115104 カ)グッドスタイルカンパニー	

上記内容にて確かにお受けいたしました。

(乙)	会社名	株式会社グッドスタイルカンパニー
	代表者氏名	杉山 岳
	所在地	〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目19番地
	電話番号	03-6550-9970

特約店記入欄(丙)	
特約店名	店
担当者名	
電話番号	

20200616版

グッドスタイルカンパニー 処理欄		受付		出荷指示		システム入力		特約店番号	
注文番号(BLO年月-連番)		日付	担当	日付	担当	日付	担当	BL	
B O -									

出荷予定日	月 日	送料負担(顧客 当社)	特記事項・変更情報
		送料 ¥	

## 注文条項（ベルミーランド商品）

裏面の当社指定注文書（以下「注文書」といいます。）に記載の注文内容（以下「本注文」といいます。）については、注文者であるお客様を「甲」、売主である株式会社グッドスタイルカンパニーを「乙」、特約店を「丙」として、下記注文条項が適用されます。

### 第1条（本注文の目的）

丙の甲に対する提案により、甲および乙は注文書記載の商品（以下「本件商品」といいます。）についての名称、数量、価格、支払方法等を定めることで、本注文を締結するものとします。

### 第2条（本注文の成立）

1 本注文は、必要事項を記載した注文書に甲が自筆署名することによって成立し、注文書の原本を甲が、注文書のコピーを丙が、注文書のFAXまたはeメール送付分を乙が保有することとします。

2 前項に関わらず、甲がインターネットサイトまたはeメールで丙に申込をした場合、注文書へ丙が代筆して、甲からの申込の証憑と共に乙に注文書を送付することで、本注文が成立します。

### 第3条（引渡し）

乙は、本件商品を、乙の定めた商品配送スケジュールに従い、注文書記載の甲の住所に送付するものとします。

### 第4条（遅延損害金）

乙は、甲が代金の支払いを怠ったときは、支払い期日の翌日から完済に至るまで、年14.6パーセントの割合による遅延損害金を甲に請求することができます。

### 第5条（クーリングオフ）

本注文は、クーリング・オフ制度の対象となりません。

### 第6条（乙の解除）

乙は、甲に下記の事項が生じた場合、何らの催告を要することなく直ちに本注文を解除することができるものとします。これにより乙に損害が生じた場合、乙は甲に対し、損害賠償を請求できるものとします。

イ) 甲が、支払方法として、クレジットカードを選択した場合において、商品代金の決済ができず、乙が甲に対し相当の期間を定めて催告したにもかかわらず同期間内に決済できない場合

ロ) 乙が発送した商品が、受け取り拒否、届け先不明その他の事情により送達できなかった場合

ハ) 注文書の記載内容に、虚偽、不正等がある場合

ニ) その他、甲との取引することが不適切と乙が判断した場合

### 第7条（商品の欠品及び瑕疵）

1 本注文の成立後、本件商品が欠品となり、お届け予定日を大幅に遅延する場合、または本件製品の納入が不可能な場合、乙は、甲に対してその旨を通知し、甲は本注文内容の変更または本注文の解除をすることができます。

2 本件商品を甲が受け取ってから6ヶ月以内に限り、本件商品の使用前に瑕疵が発見された場合は、甲は乙に対して、本件商品の良品との交換、または本注文の解除を乙に求めることができます。

3 前2項の場合を除き、甲は本注文の解除をすることはできません。

### 第8条（支払・決済）

甲は、注文書記載の料金支払方法にて、本注文総額を遅滞なく乙に支払うものとし、丙は甲による決済が完全に実施されるために、確実な対応を実施するものとする。

### 第9条（合意管轄）

本注文に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。